

当院の手術実施件数についてのお知らせ（２０２４年１月～２０２４年１２月）

医科点数表第２章第１０部手術の通則５及び６に掲げる手術の施設基準

区分１に分類される手術	手術の件数
ア）頭蓋内腫瘍摘出術等	－
イ）黄斑下手術等	－
ウ）鼓室形成手術等	－
エ）肺悪性腫瘍手術等	－
オ）経皮的カテーテル筋焼灼術	－

区分２に分類される手術	手術の件数
ア）靱帯断裂形成手術等	－
イ）水頭症手術等	－
ウ）鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	－
エ）尿道形成手術等	－
オ）角膜移植術	－
カ）肝切除術等	－
キ）子宮付属器悪性腫瘍手術等	－

区分３に分類される手術	手術の件数
ア）上顎骨形成術等	－
イ）上顎骨悪性腫瘍手術等	－
ウ）バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	－
エ）母指化手術等	－
オ）内反足手術等	－
カ）食道切除再建術等	－
キ）同種死体腎移植術等	－

区分４に分類される手術	手術の件数
胸腔鏡、腹腔鏡手術等	11

その他の区分に分類される手術	手術の件数
ア）人工関節置換術	－
イ）乳児外科施設基準対象手術	－
ウ）ペースメーカー移植術・交換術	－
エ）冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	－
オ）経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	－